

3 参考資料 (2) 環境の保全と創造に関する条例・規則 (抄)

環境の保全と創造に関する条例 (抄)

平成7年7月18日 条例第28号

第3章 公害の防止等

第3節 ばい煙等の排出等の規制 (第34条—第66条)

(規制基準の設定)

第34条 知事は、排出基準及び設備基準（以下これらを「規制基準」という。）を定めるものとする。

2～5 略

(規制基準の遵守)

第35条 工場等に施設を設置し、又は工場等で作業を行う者は、前条第1項の排出基準に適合しないばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させてはならない。

2 工場等に施設を設置し、又は工場等で作業を行う者は、前条第1項の設備基準を遵守しなければならない。

3 前2項の規定は、規制基準が設定された日前から工場等に施設を設置し、又は工場等で作業を行っている者（施設の設置の工事をしている者を含む。）の当該施設又は当該作業については、当該規制基準が設定された日から6月間（当該施設又は当該作業が知事が定めるものである場合にあっては、1年間）は、適用しない。

(特定施設等の設置等の届出)

第43条 工場等に設置される施設又は工場等で行われる作業のうち、著しくばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる施設又は作業であって、規則で定めるもの（以下「特定施設等」という。）を設置し、又は行おうとする者（第36条第1項の許可を受けた者を除く。）は、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、騒音又は振動に係る特定施設等を設置し、又は行おうとする場合で、規則で定める場合については、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 施設にあっては、その種類、構造、配置並びに使用及び管理の方法
- (4) 作業にあっては、その方法
- (5) ばい煙等の処理の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 一の施設又は作業が特定施設等となった際に当該特定施設等を設置し、又は行っている者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該特定施設等が特定設置等となった日から30日以内に、第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3～4 略

(計画変更命令等)

第45条 知事は、第43条第1項又は前条の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が規制基準に適合しないと認めるときは、当該届出を受理した日から60

日（騒音又は振動に係るものにあつては、30日）以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る施設の構造、配置若しくは使用若しくは管理の方法、作業の方法若しくはばい煙等の処理の方法に関する計画の変更又は計画の廃止を勧告し、又は命ずることができる。

（許可の取消し等）

第48条

1 略

2 知事は、特定施設等が規制基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該特定施設等を設置し、又は行っている者に対し、期限を定めて、当該施設の構造、配置若しくは使用若しくは管理の方法、当該作業の方法若しくは当該ばい煙等の処理の方法の改善を命じ、又は当該施設の使用若しくは当該作業の一時停止を命ずることができる。

3 略

第8章 罰則（第159条—第166条）

（罰則）

第160条 第45条、第48条第2項、第93条、第98条、第107条、第110条又は第114条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第163条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1)～(2) 略

(3) 第43条第1項、第92条第1項、第97条第1項、第101条第1項、第106条第1項又は第109条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(4)～(7) 略

環境の保全と創造に関する条例施行規則（抄）

平成8年1月8日 規則第1号

第2章 公害の防止等（第2条—第27条）

（特定施設等の設置等の届出）

第9条 条例第43条第1項又は第2項の規定による届出は、特定施設等設置等届（様式第8号）に、次に掲げる書類を添付してしなければならない。

(1) 特定施設等及びばい煙等を処理するための施設の設置の場所を示す図面

(2) 特定施設等及びばい煙等を処理するための施設の構造を示す図面

(3) ばい煙等の排出、発生又は飛散及びばい煙等の処理に係る操業の系統の概要を説明する書類

2 条例第43条第1項に規定する規則で定める施設又は作業は、次に掲げる施設又は作業とする。

(1)～(3) 略

(4) 騒音に係る施設又は作業にあつては、別表第6に掲げる施設又は作業

(5)～(6) 略

別表第6（第9条関係）

施設名又は作業名	規模
1 圧延機械	動力が 22.5 キロワット以上のもの
2 製管機械	すべてのもの
3 ベンディングマシン	動力が 3.75 キロワット以上のもの
4 液圧プレス（矯正プレスを除く。）	すべてのもの
5 機械プレス	呼び加圧能力が 30 トン以上のもの
6 せん断機	動力が 3.75 キロワット以上のもの
7 鍛造機	すべてのもの
8 ワイヤフォーミングマシン	すべてのもの
9 ブラスト	すべてのもの
10 タンブラー	すべてのもの
11 圧縮機	動力が 7.5 キロワット以上のもの
12 送風機	動力が 3.75 キロワット以上のもの
13 破碎機又は摩砕機	すべてのもの（土石用若しくは鉱物用のもの又は食料品、飼料若しくは肥料の製造の用に供するものにあつては、動力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
14 ふるい又は分級機	動力が 7.5 キロワット以上のもの
15 織機（原動機を用いるものに限る。）	すべてのもの
16 コンクリートプラント	すべてのもの
17 アスファルトプラント	すべてのもの
18 ドラムバーカー	すべてのもの
19 チッパー	すべてのもの
20 碎木機	すべてのもの
21 動力のこぎり機	動力が 0.75 キロワット以上のもの
22 動力かんな盤	動力が 0.75 キロワット以上のもの
23 抄紙機	すべてのもの
24 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	すべてのもの
25 合成樹脂射出成型機	すべてのもの
26 鋳造型機	すべてのもの
27 ディーゼルエンジン又はガソリンエンジン	出力が 3.75 キロワット以上のもの

28 工業用ミシン	同一建物に 10 台以上設置するもの
29 ニューマチックハンマー	すべてのもの
30 コンクリート管、コンクリート柱又はコンクリートブロックの製造機	すべてのもの
31 金属用打抜機	動力が 2.25 キロワット以上のもの
32 グラインダー（サンダー及び切断機を含み、工具用研磨機を除く。）	すべてのもの
33 工業用ミキサー	すべてのもの
34 ロール機（破砕機及び摩砕機を除く。）	すべてのもの
35 重油バーナー	重油使用量が 1 時間当たり 15 リットル以上のもの
36 ゴム、皮又は合成樹脂の打抜機又は裁断機	すべてのもの
37 スチームクリーナー	すべてのもの
38 金属工作機械	同一建物内に 5 台以上設置するもの
39 石材引割機	すべてのもの
40 ドラム缶洗浄機	すべてのもの
41 板金又は製缶の作業	厚さ 0.5 ミリメートル以上の金属板を加工するもの
42 鉄骨又は橋りょうの組立作業	すべてのもの
43 建設材料置場における運搬作業（動力を用いる機械を使用する作業に限る。）	土砂石の材料置場であって 1 月以上使用するもの